

## ○子育て支援短期利用事業

### 1 事業概要

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に速やかに対応するため、児童養護施設（因伯子供学園）と年間契約を結び、定期間、保護、養育を実施しています。

### 2 制度概要

	ショートステイ事業	トワイライト事業
対象者	児童の養育が一時的に困難になった家庭の児童。	保護者の恒常的な残業等により、日常生活が困難になった児童。
要件	疾病・出産・事故・災害・失踪・転勤・出張、公的行事等の参加	保護者が就労等で、恒常的に帰宅が夜間にわたる場合及び出張などで帰宅できない場合等
利用期間	原則7日以内（事由に延長可）	通常6ヶ月以内
実施施設	因伯子供学園（鳥取県倉吉市みどり町3249番）	
利用料	利用者負担額あり。（保護者の所得状況による）	

### 3 利用料及び個人負担額

区分		利用料	個人負担	
ショートステイ事業	生活保護世帯等	2歳未満児	10,700	0
		2歳以上児	5,500	0
	市町村民税非課税世帯 （ひとり親世帯等の世帯に限る。）	2歳未満児	10,700	0
		2歳以上児	5,500	0
	市町村民税非課税世帯 （ひとり親世帯等を除く。）	2歳未満児	9,600	1,100
		2歳以上児	4,500	1,000
	その他世帯	2歳未満児	5,350	5,350
		2歳以上児	2,750	2,750
トワイライトステイ事業	生活保護世帯等	休日に預かる場合	2,700	0
		その他の場合 （宿泊を伴う場合）	1,500 (3,000)	0
	市町村民税非課税世帯 （ひとり親世帯等の世帯に限る。）	休日に預かる場合	2,350	0
		その他の場合 （宿泊を伴う場合）	1,500 (3,000)	0
	市町村民税非課税世帯 （ひとり親世帯等を除く。）	休日に預かる場合	2,350	600
		その他の場合 （宿泊を伴う場合）	1,200 (2,400)	300 (600)
	その他世帯	休日に預かる場合	1,350	1,350
		その他の場合 （宿泊を伴う場合）	750 (1,400)	750 (1,400)